

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月19日 午前10時00分		
	延 会	9月19日 午後2時22分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成25年9月19日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ **議長 久田浩也君** ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ **8番 與那嶺好和君** 9月定例議会に当たり、先に通告しておりました一般質問を3点ほどお伺いします。

1点目に仲宗根区の墓地公園について、闘牛場入口、西側の道路は仲宗根部落では墓地公園として定めていますが、現在は法人化しないと墓地公園を造ることができないとのことであるが、村の条例に法人化としての条例があるのか、お伺いします。

2点目に村運動公園テニスコート利用状況についてお伺いします。運動公園のテニスコートは現在利用されている状況ではなく、コート内は雑草だらけで、全然管理されていない。そこで次の点についてお伺いします。

①なぜこのような状態で長い間放置しているのか、お伺いします。

②放置している間に、利用者からの申し込みはなかったのか。あったのか。何件ぐらいあったのかお伺いします。

③今後の改善策についてお伺いします。

3点目に村運動公園の羽地大川ダムから引いているかんがい用水についてでございます。現在、羽地大川ダムからかんがい用水を引いてグラウンドに散水しているが、その際、ホースが木の上からジョギングコースを露出した状態で横断しているが、暗くなった時などは、ウォーキングする人たちに支障を来し、事故につながる可能性がある。そこで次の点についてお伺いします。

①ホースを埋設する考えはないのか。埋設するとしたらいつ頃までにやるのかお伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質問にお答えいたします。

墓地は人々の精神生活において重要な位置を占めるものであります。特に沖縄では、それぞれの墓地に家ごとに整備され門中や家族が祖先の霊と交流する場所として親しまれているところです。ところが、最近では個人墓が家族の移住や承継者の喪失により無縁化する可能性もあり、無縁化した墓地が放置されるケースも出ております。

村の条例に墓地の法人化としての条例があるかとの質問でございますが、本村では「墓地等の経営許可等に関する条例」はございません。

墓地の経営許可、変更、廃止などについては、「墓地、埋葬等に関する法律」によって県知事の許可を得る必要があります。

沖縄県では、住民生活に密着した事務については、できる限り住民に身近な市町村において事務処理することを基本とし、墓地行政についても、必要な事務については市町村において処理できるよう「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、許可等権限委譲を進めております。権限委譲を受ける前に墓地整備実態調査及び基本計画の策定等を踏まえて、墓地等の経営許可等に関する条例を制定し、平成27年

度から権限委譲を受けていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 質問の2、テニスコートについてお答えいたします。

テニスコートはクレイコート（土）で平成5年から供用され、整備20年を経過しております。

コートの状態は、平成22年度ころから土の透水性が悪くなり、水溜りやノリが出始めると同時に、テニスポストについても腐食が目立ち始めました。利用状況は平成21年度の利用者数1,047人に対し平成22年度は913人で、大きな落ち込みはありませんでした。平成23年度になるとそのコートの状態はさらに悪化し、利用者数は63人、平成24年度は80人となっています。平成23年度から24年度までの対応は4コートのうち2コートは使用不可能となっていて、残り2コートは状況に応じ、除草等により管理対応していましたが、12月からはテニスポストが腐食したため、全コートが使用できない状態になりました。

その間に、独立行政法人日本スポーツ振興センター（t o t o）によるスポーツ振興宝くじ助成の地域スポーツ施設整備助成（スポーツ施設整備事業・助成割合4分の3）により、平成25年度の改修計画を立てておりましたが、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金（一括交付金・補助率10分の8）が採択され、高率補助とかん水設備や照明施設整備も可能な一括交付金による総合運動公園の機能強化整備を目的とした「今帰仁村総合運動公園機能強化事業によるテニスコート改修事業」にシフトしました。

一括交付金による今帰仁村運動公園機能強化事業は平成24年度から平成28年度までの事業期間で、テニスコート改修事業は平成26年度を予定しております。

そのために、平成26年度までの一括交付金によるテニスコートの改修完了までは、テニスコートは使用できません。

②について、利用者からの申し込みについては、月に1、2件の問い合わせがあり、現在も同様の状況でございます。

③について、①で答弁したとおり、平成26年度に一括交付金による全面改修をする計画でありますので、補修はしない考えですが、管理面はしっかりと対処していきます。

質問事項の3、羽地大川ダムから引いているかんがい用水についてのご質問にお答えします。

梅雨明けからの少雨で芝生が枯れかかり、散水のため農業用ホースでウオーキングコースを3カ所横断し設置しました。2カ所の横断箇所にはカラーコーンを設置し、また、黄色のテープを貼って利用者に周知しました。ホースはあくまでも応急処置的でありましたので撤去いたしました。常設する考えはございませんので埋設はいたしません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 質問1の仲宗根墓地公園の件についてですが、これは20年ぐらい前、酒屋の前からは住宅地、闘牛場から道路挟んで西側は墓地公園として、業者をお願いして土地を提供してやっている状況なんです。そしてばらばらにしないで1カ所にまとめようということをやったのが始まりなんです。それに対して今もお願いしているんです。業者にも。墓地をつくりたい人がいた場合は、仲宗根の場合は向こうが公園化にやられているから向こうでつくりなさいと、仲宗根区民には伝えているんです。この前、1カ所に業者がつくってきれいにやっているんです。それに対して県の係が法人化しなさいと、今

帰仁村には法人化というのはない、条例もですね。なぜそうしたかという、先ほど村長が言ったように、無縁仏がたくさんあるわけです。それを村が管理するとして、一括に火葬場のところでやるとして、今、現在いる方々が墓をつくりたいというような場合、ああいうところにつくらさないと、ちりちりばらばらになって、今帰仁村の農振地の畑の真ん中につくる人もいるわけです。そうすると余計みっともなくなるわけです。一括して公園化して村が委託みたいな感じでやらないから、仲宗根自治会でやっているわけです、今。村でもやらないのに、仲宗根部落がやって、法人化しなさいというのは、今帰仁村の条例にもうたわれていないのに、県が来て、こういう具合にやりなさいと。あとは二男、三男がつくるんだったら、沖縄中墓だらけになります。お家より墓が多くなりますよ。それより二男も三男も一緒に入れるような墓をつくって、一括にまとめたほうがきれいです。そうじゃないですか。沖縄の人口が130何万人もいる人間が墓をつくった場合、沖縄の土地では絶対足りないですよ。そういうためにも二男、三男も入れるウプヤー墓を造って、一括公園化すればよりいいわけです。今、どこにでもちょっとした森がありますよね。その中は全部墓ですよ。それを仲宗根は1カ所にまとめてやろうとしているのに、なぜ、行政が割り込んできて、つくるなど言うんですか。仲宗根は部落の評議委員会で20年前に制定しているんですよ。村がやらない前から。それに対してもう一度お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

仲宗根地区は墓地の集団化ということで、非常に素晴らしいことだと思っております。そして公園化して整備をしていくということの計画については、今後のあり方として、そういう方向性がいいのかなと思っております。村の条例化につきましては、先ほども答弁いたしました、墓地の経営許可等に関する条例の制定を早目にしたいと思っております。先ほどは平成27年度から権限委譲を受けていきたいと申し上げましたが、その前に墓地の整備実態調査及び基本計画の策定がありますので、これを早目に策定をして、権限委譲を受ける体制を整えていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長、仲宗根も良い例ですが、上運天も1カ所に固まっていますよね。各字こういうふうになりつつあるんです。仲宗根の場合は土地が無いものですから、土地がある方に整地してお願いしているんです。山の中にやるより。お願いしているのに対して、行政がこれはいかんというのは、おかしいのではないかと、まずいのではないかと思います。墓というのは年もありますね、いついつつくりなさいという年もあるし、全部に関係するんですが、こういうことを考えたら、墓はいつでもつくれるわけではないんですよ。人の生まれ年などはずらさないとだめなんです。だから公園化してつくっておいで、1つ1つつくって売っているわけです。これを法人化しなさいといったら、とてもじゃないが法人の税金だけでも間に合わないです。そういうためにも今帰仁村は今帰仁村のすばらしいものがあるわけですから、このままでいいじゃないですか。こうしないと二男、三男もいい年だから墓をつくりたいといって、どこにでもつくらせたら、大変なことになりますよ。景観条例にも違反しますよ、どこにでも墓つく

らせたら。そうじゃないですか。僕はそう思います。自分は自分の家のそばにつくっていいかといったらつくれないですよ。何メートル以上離さないといけない。施行細則では家から100メートル以上離さないといけないと、しかし、今、お家のそばにくっついているところもありますよね。こういうのは見苦しいから、公園化すれば非常に良いわけです。だから中南部のように人口が多ければ、メモリアルパークとか、法人化してもいいんですが、今帰仁村の場合は、たった1万人の人口で、法人化にする人はいないと思うんです。墓が毎日売れるわけではないし、こっちは墓地公園ですよと決めれば、造成させて自由にやるようにすればいいんですが、もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

墓地等の経営等につきましては、墓地埋葬法の法律に基づきまして、県知事の許可を得た土地が墓地としてなります。今、沖縄県のほうでも、議員がおっしゃるとおり、各地市街地、もしくは土地利用の計画がある場所に乱雑につくられては困るということで、環境衛生上（風致上）、規制をしております。国の墓地埋葬法等の施行に関する細則等もできまして、墓地等の経営許可につきましては、第一義的に公営墓地、第二次的には宗教法人、もしくは公益法人、ただし、その他、公営墓地とか、公益墓地とかない場合については、市町村でこの区域を定めたところに個人、もしくは家族が永続的に使用するということについてのみ県知事の許可を得て、墓地をつくれることになっております。

ただし、議員の質問の概要としまして、一团的に土地を整地して、分譲的な墓地の販売等につきましては、墓地埋葬法第10条に違反のおそれがあるということで、今、規制が入っているところでございます。今後、平成26年度に村内の墓地の各地域実態調査をして、この区域であれば、墓地許可をしてよろしい。この区域はだめだとか、農振法とか、景観法とか、それを照らし合わせながら、墓地区域を設定して、その中で個人の墓地を認める。また、その土地以外は認めないというようなルールづくりをして、墓地経営許可等の条例等の整備をしていきたいと考えているところです。

これは条例等を制定した後で、県の権限委譲を受けて、村長の判断で墓地の経営許可を認める方向にもっていきたいと考えています。権限委譲につきましても、墓地埋葬法等の法律を超えた権限ではありませんので、10条に関する内容の権限委譲になりますので、その辺はご理解をよろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 現在は整地して、仲宗根はこっちだよと20年前に決めたものを、部落で整地させてお願いしているところ、条例10条と言いますが、今帰仁村の条例には調べたけど無いです。墓地の法人化というのは。条例にありますか。墓地公園の法人化というもの。無ければこうやってつくっているところを買って、村が申請して、県に上げる。県が許可をすればいいわけですよ。よろしくないから一般質問しているんですよ。そうじゃないですか。今、仲宗根にあるのは、ほとんど個人有地ですよ。お願いして20年前につくらせたんです。1カ所にまとめようということで。仲宗根の人だけではないですよ。玉城の人もあるし、天底の人もあるし、こっちのほうが交通も便利だし、又いろんな墓も並んでいるし、それに対して、今までどおり、条例にも無いんだから、村は人が墓地を買ったら、県に上げて、下ろすのが仕事だと思うんです。どこにでもつくっていいんですか、雑種地だから。そうはいかないでしょう。許可を

あげるんでしたらいいですよ。部落で集団的な墓地公園をつかってやったほうがきれいさもあるんじゃないですか。どこにでもつくっていいんだったら、墓は今、取り壊さないといけないところとかたくさんありますよ。現在のとおりに申請して、県に見せて、許可をあげるというふうにしないと、今帰仁村では法人化は、条例もないし、条例を作るといいますが、今までどおりにやらないと今帰仁村はどこでもつくってもいいことになりますよ。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

条例10条ということでおっしゃっておりますが、10条というのは、墓地埋葬法等における10条です。墓地の認定については県知事の許可が必要であるということの10条ですので、その辺はご理解をお願いします。条例には法人化等の規制はありません。法人化に当たりましては、行政庁から県のほうに委任されていまして、総務省総務課私学課のほうで沖縄県は公益法人等の認定等は行うことになっております。墓地等の許可等につきましては、公営墓地が一番であると、二番目には宗教法人、公益法人、その他、無いところにつきましては、区域指定をしまして、個人でも墓地を許可できるように、これから平成26年度中に実態調査をしまして、管理計画を作りまして、今後、進めていきたいと考えているところであります。ただ、今、ご質問のある一団の土地につきまして、今後、公営墓地が可能かどうか。管理計画をつくる中で検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 検討はいらぬです。やるか。やらないかです。

次の質問に移ります。運動公園のテニスコート、平成26年度から始まるといいますが、使っていれば壊れても少しずつなら、直せるわけですよ。使っていないから、今の状況になっているわけでしょう、ほったらかしているから。ほったらかさないできれいにやっておけば、根も生えないですよ。放ったらかしているから、今の状況になっているわけです。はっきり言って管理不足なんです。それをお聞きしたいんです。管理不足なのか。それとも利用者が少なくなってこうなったのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに管理不足と言われれば管理不足だと思っておりますが、先ほど教育長から答弁したとおり、2コートはポストが腐食して使えなくて、2コート、平成23年度、平成24年度と使っておりましたが、水たまりが引かなくて利用できない状況が続いておりました。そういう中で利用者も大分少なくなりまして、確かに、だんだん管理不足になってきたわけです。先ほど言ったとおり管理不足です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 次の点についてお伺いします。

運動公園の羽地大川ダムからの散水ホースは見苦しいと思わないですか。チェックしましたが、ちゃんとありますよ。休憩して行ってみますか。答弁してください。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ご質問にお答えいたします。見苦しいのは重々わかっております。ただ、先ほど教育長が答弁したとおり、梅雨明けから大分少雨傾向で、芝生が枯れかかっていたんです。応急処置的にどうしようもないと、これは早目に対処しようということで、台湾とのサッカー交流の前に、7月初旬からずっと散水している状況であります。そういう中で8月末に雨が降って、散水はやめておりますが、いつ干ばつがくるかということで置いておりましたが、確かに見苦しくて、今、撤去はしておりますが、また、いつ干ばつになるかわからない状況で、その近くに横断はさせないで、木の上からやったのは運動公園のホッケー場の側溝の上にやっております。サブグラウンドはグラウンドの隅に置いてあります。いつ何時か水が必要な状況になるかわかりませんので、今、置いている状況で、もし、かん水しなくてもいい状況になりましたら、ホースも完全に撤去していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 では撤去はしているということですね。枝はやったけれども、本管はやってないということですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ウォーキングコースとか全部埋設するか、しないか。本管がフェンス上より全部通って、あれから枝を取っただけで撤去したわけでしょう。それならそう言えばいいんです。私が言うのは本管全体ですよ。羽地大川ダムからあれを引っ張らないと枝は引っ張られないでしょう。それから倒れたフェンスにももたれているし、フェンスを取ったところもあるし、見苦しいと思わないですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の要旨の中にウォーキングコースということでありましたので、ウォーキングコースの3カ所を横断していたので、そういうふうにお答えしたわけですが、本管は確かに見苦しくて、入口もアーチになっておりますが、その本管に関しては一括交付金事業の中で、平成27年度、散水を含めて予定しておりますので、そのときちゃんと埋設して、ウォーキングコースに関しても埋設して散水の設備をしていきたいと、平成27年度でやる予定になっております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そう言えばすぐわかるんです。本管がなければ枝管はないわけです。これは埋設して、枝管も埋設するかという意味なんです。本管がなければ枝管は埋設する必要ないですよ。

そして、このついでに、そばで野菜作る人が取れないかという話もあったわけですが、これは別の話だけです。本管を埋設して、枝管を造れば、何も言わないわけです。本管が一番大事ですから、枝管は撤去できるかもしれませんが。平成27年度でできるわけですね。予定なのか。それともやりますか。やらないです

か。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 平成27年度の予定でありますので、やるか、やらないかとなってきますと、これは国からの補助事業でありますので、意欲は十分にあります。絶対とまでは言えませんが、やる予定であります。計画は出してありますので。

○ 議長 久田浩也君 次に、内間利三議員の発言を許します。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 9月定例議会において、先ほど提出してありました一般質問を行います。

(一) 農業用水について。

①西部地区に羽地大川ダムの水を利用する計画について、イ、計画の必要性について、村長の考えを伺います。

(二) 村立小中学校の2学期制について。

①他の市町村では3学期制に戻すところがありますが、イ、本村としてはどう考えておられるか伺います。ロ、国頭地区では2学期制をとっている学校は今帰仁村だけなのはなぜか伺います。

(三) 各地域にある拝所の進入路の整備や立て看設置について。

①整備や設置の必要性についてどう考えておられるか伺います。イ、今泊のシゲマウトダルのお墓、諸志のウガンジュの中の拝所への進入路。ロ、諸志の赤墓の立て看について。

(四) 今帰仁城跡内ユリ植栽について。

①今帰仁城跡内へのユリ植栽についてどう考えておられるのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

西部地区に羽地大川ダムの水を利用する計画について、国営かんがい排水事業（羽地大川土地改良区）へ本村西部地区を地区編入するには、沖縄総合事務局土地改良総合事務所による水利調査を実施し、受益面積拡大による農業用水の供給可能性を検討するとともに、特定多目的ダムである羽地ダムを所管する国土交通省との水利権調整が必要となります。また、受益面積の変更については名護市との協議も必要となります。

以上の手続き後、同事業の計画変更承認を農林水産省から受けなければなりません。課題といたしましては、地元同意を得ることと受益面積の確保がどの程度できるか、その結果、事業の費用対効果の値によって、事業採択の可否が決まるものと考えております。

ご質問の計画の必要性については、地元の需要量、及び計画の可能性等を十分に検討しながら、判断していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの村立小中学校の2学期制についてお答えいたします。

まず、イについて、本村は平成17年度から2学期制を導入して授業時数の確保、長期的な学習と評価の

観点、よりきめ細かな子供たちへの対応を重視することから2学期制を実施してまいりました。それを検証するため、平成21年度12月から平成22年度6月にかけて2学期制検証委員会を立ち上げ、学校職員、保護者へアンケートを実施いたしました。様々なメリット、デメリットを検証し、アンケート結果からも現行の2学期制を継続するという答申をいただき、現在に至っております。

本村といたしましては、10年近く慣れ親しんだ2学期制を推進し、先生方がより子供に接する機会が増えるメリットを生かしたいと存じます。また、その検証から5年経過した平成27年度頃に再検証をしていきたいと考えております。

ロについて、平成17年度当初、大宜味村も中学校のみ2学期制を採用いたしました。しかし、小学校と中学校の制度の違いから混乱があり、中学校も3学期制に戻した経緯があります。ご質問の国頭地区でなぜ、今帰仁村だけが2学期制かと申しますと、本村は2学期制のメリットが子供たちのためになると信じ、新たに議論を展開し3学期制より2学期制のほうが効果的であるとの理由から実施いたしました。その制度の変更も行政主導型や学校現場主導型でもなく、学校・家庭・行政が連携して取り組んだ結果、実現できたと思っております。

次に、3点目の拝所の進入路、立て看板等についてお答えします。

イの志慶真乙樽の墓への進入路は過去に橋があったかなどの確認をしていますが、明治時代の古い地図などを参考にしていますが、橋などの進入路はなかったようです。墓そのもののつくりはそう古くはないと思っております。

今は私有地を通して参拝を行っているようですが、志慶真乙樽の墓は文化財の指定を受けていませんので、整備は難しいかと思っています。指定を受けたときは検討してまいりたいと考えています。

諸志御嶽は国指定天然記念物（植物）の文化財として保護されています。その内部には多くの古墓があり、村内外から参拝者が訪れます。お墓への道が不便を来たしていることは承知しています。その古墓は文化財の指定を受けていませんので、志慶真乙樽の墓同様に考えています。

ロについて、現在、赤墓の立て看板は固定されておらず、早目に固定をしていきたいと思っております。

（四）今帰仁城跡内のユリ植栽についてお答えします。今帰仁城跡内では四季折々のユリ、ツワブキ、クワンソウ、ハイビスカスなどが咲き、訪れる観光客の目を楽しませています。ユリについては平成18年ごろに志慶真城郭に、平成21年に平郎門横の外郭の斜面に約700本を植栽しました。残念ながらほとんどのユリが生育不良で、枯れてしまいました。原因は分かっていません。陽のあまり当たらないところや石の下あたりはよく成長が見られます。その辺りも考慮に入れつつ植物の専門家の意見を参考にユリの植栽をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 ただいまの当局の答弁にありましたが、1番の農業用水についてですが、これは以前にも質問していますが、自分はたびたびなぜ質問するかというと、羽地大川ダムの導入によって、いろいろ農家が助かる、利点がたくさんあるということで、ぜひ、導入してほしいということでありまして。イリンシマは個人的にも落ち込みもあって、水量は結構ありますが、やはり自分で管理していかないとい

けないんです。羽地大川ダムはダムが管理してあげるんだということで、水の代金さえ払えば、向こうが管理してもらえるとという利点もあるし、いろんな面でイリンシマでも西側でも利用させたいということで質問しております。

この前、この事務所にも行って、いろいろ聞いたんですが、やはり可能性はあるんだということであります。従来、村当局はなかなか厳しいんだという答弁でありましたが、今回の答弁には需要量とか、計画の可能性等を十分に検討して判断していきたいということですが、やはりこれを採択させるためには、地域からの要望とか、いろいろな計画が必要だと思いますが、経過的に向こうの組合としては、水利調査というのが、県あちこちでやって、羽地大川ダムは、二、三年後に調査に入るということをおっしゃっていたんです。こうする間に、今帰仁村も地域からのいろいろな面で意見を聞きながら、私は意見をまとめて、ぜひ、採択させる方向で当局に頑張ってもらいたいということでありまして、その点についての答弁を求めます。

それから2番目の村立中学校の2学期制についてですが、これは平成21年度から平成22年度の検証委員会でもって、自分もわからないでもないんですが、学校当局とか、保護者アンケートをもらいながら、2学期制がいいんだということで、今、継続しているということになっているんですが、やはりこの前も新聞にありましたように、宜野湾市も3学期制に戻していくんだということもありますので、今帰仁村としても、これからすると平成27年度に再検証ということですが、平成27年度となると、あと2カ年あるんです。もっと検証を早目にできないのかどうか伺います。

それからロですが、国頭教育委員会で2学期制をとっているのは、なぜ今帰仁村だけなのかということですが、やはり大宜味村も平成17年度で実施したんですが、平成22年度に3学期制に戻した経緯もありますので、そういうときに、この北部地域で今帰仁村だけということでもありますから、これがいいということで継続はしているんですが、先生方が転任した場合に、北部地域全体でしたらわかるんですが、今帰仁村だけとなると、今帰仁村から転任していった場合のいろいろなメリット、デメリットもあると思うんですが、そういうものも生じてくるのではないかと。それから全体的に行事、それとの絡みがないのかどうか伺います。

それから3点目の各地域にある拝所等の進入路なんですが、志慶真乙樽の墓は、ここは沖縄中の門中関係が参拝されると思うんです。私達も1年に何回かやるんですが、参拝するたびに人の畑を通過していくと、本当にそれでいいのかということ、いつも疑問に思っているんですが、これは先ほどの答弁で指定を受けてないからやってないということですが、なぜ、こんな長い間、指定を受けないで、全琉的な拝所を置いておくのか。これは大変疑問に思います。

それと諸志のウガンジュもそうですが、向こうをウガンするたびに登ると、場所によっては木の根っこを利用しながら登っていかないと、上まで登れないんだと、本当に大変危険な場所であります。そういうところも指定を受けてないからやってないんだと、また、植物群落の指定もあるんだということで、いろいろ難しさはあると思いますが、その辺りは早目に指定を受けて、改良する考えがあるのかどうか。

それから赤墓の立て看について、向こうは石碑の手前にやってはあるんですが、立て看は以前から台風で倒れたまま、そのまま置いてあるんです。注意したこともありますが、きのうも見てきたんですが、板

自体は厚めのもので、まだ使えるということです。答弁では、早目に固定していきたいということですが、1つは倒れたまま、1つはお墓の入口の浜に、モクマオウの枯れた小さな木にくくられております。その辺り、確認しながら台風でも倒れないように、コンクリートで支柱をやるなり、いろいろな面で工夫していけると思いますので、これについてどう考えているのか伺います。

それから4点目の今帰仁城跡内のユリの植栽ですが、過去にも植栽したということでもあります。以前にもこういう話をしてきたんですが、なかなかその話が進んでいるのか、進んでいないのかということで、今回、一般質問しております。答弁書からすると、「植栽をしていきたいと思います」なんですが、これもいろいろ方法論があると思いますので、それについてお答え求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

羽地大川ダムの今帰仁村の西側まで計画する考えはないかということですが、先ほど議員からもありましたように、羽地大川ダム土地改良につきましては、第2期調査が、まだ何年度とは決まっていませんが、2、3年後には水利調査をするということ聞いております。そういう意味では、その状況を受けながら、村としても羽地大川ダムの水を利用するかというのを検討していきたいと思います。

ただ、ひとつ言えることは、東部地区につきましては、水源が非常に少ないという中で、非常に困った状況の中で、幸いにして羽地大川ダムから水が引けたということで、今、状況を見ていますと、当初は渡喜仁だけでしたが、運天、上運天、天底、湧川、古宇利というふうな、今、計画的に事業を進めているところでありますが、西地区につきましては、謝名地区、崎山、仲尾次地区が土地改良を完了しております。そういう意味で、西側につきましては、特に与那嶺、諸志、兼次、今泊地区につきましては、非常に水源が豊富ということがありまして、地域の同意が非常に懸念されます。そういう意味では、ぜひ地域の皆さんの意見、これは地域の皆さんがどうしても土地改良、羽地大川ダムの水を引きたいという、ひとつの強い熱意がないとできませんので、地域の皆さんの意見もぜひ集約していただきたい。そしてそれには、当然、村も参加をして、地域の皆さんとの意見交換をしていきたいと思っておりますので、懸念されるのは地域の同意でありますので、ぜひ頑張ってください。村としても2期目の調査に当たりまして、二、三年後にあるということでもありますので、それに向けて対応はしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2学期制についてお答えいたします。

まず、1点目に再検証の時期ですが、平成22年度に検証いたしましたときに、大体5年をめどに検証をするということにしておりまして、それで平成27年度ということになっております。

それから2点目の2学期制のメリット、デメリットについてですが、今帰仁村内の学校のみ2学期制を導入しているんですが、特に、教職員の異動の後、今帰仁村から他の市町村に転勤した何名かの先生方に聞いた話によりますと、2学期制が良かったねという答えが多くございます。今帰仁村に来てない先生方は、国頭地区では2学期制を経験していないわけですが、たとえば2学期制のメリット、デメリットそれ

ぞれあるんですが、今帰仁村の思いっきり、英断は非常に良いねということの意見は聞いておりますが、不都合があるんじゃないのかとか、マイナスの意見というのは、私の耳には入っておりません。

それから3点目の行事の絡みがあるのではないかとということですが、前回の検証のとき、秋休みを廃止しまして、長期休業の休みについては、3学期制とほぼ同じになっております。今、2学期制の違いというのが評価の時期の機会が一度減るということですので、それについても評価機会のデメリットが、より子供たちに対するきめの細かい対応につながるということで、逆にデメリットをメリットとして考えておりますので、特に、子供たちの行事に関する不都合はないと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

志慶真乙樽のお墓と諸志御嶽にある古墓を指定する考えはないかということですが、文化財については、文化財保存調査委員会というのがございまして、この委員会のほうで諮るわけですが、最後に村文化財指定されたのは2008年に行っております。今帰仁村には由緒ある墓が多々ございまして、今泊の津屋口墓、別名アカンバカですね。あと矩港あたりのたくさんの由緒ある墓がございまして、その中で志慶真乙樽に関しては、私はあまり専門的なことはわかりませんが、館長にお聞きしたところ、志慶真乙樽の墓はまだはっきりはしないと、そこは入口を全部セメントで塞いでいるものですから、調査もできないんですが、おそらく遺骨はないのではないかとということでもありますが、それは館長の考えですが、これが今年度になると思いますが、今帰仁村に多々文化財指定するところがございまして、今年度で文化財調査委員会を招集いたしまして諮っていきたいと考えております。

2点目の立て看なんですが、立て看も8年近くなりますが、確かに議員がおっしゃるとおり、アダンのところに1つ置かれて、浜のモクマオウに結びつけておりますが、すぐ固定してやっていきたいと思いません。セメントにするか、場所によりけりだと思いますが、そこはいろいろ考えて早目に対処していきたいと考えております。

ユリの植栽であります。議員からも提案がありましたが、ユリは志慶真乙樽の碑の後ろあたりに広がっております。清掃の方々がちよくちよく球根を間引きしまして、石の下の半影あたりには、ちよくちよくふやしておりますが、全体的にはユリが足りませんので、先ほど教育長が答弁したとおり、専門家によく相談してふやしていきたいということは考えております。早目にふやしますので、村長のほうからも早く増やせと、いつも言われておりますが、早目に対処いたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 志慶真乙樽の横断に関してであります。あくまでもここは私有地でございますので、教育委員会からどうしなさいということとはできないと思っております。指定されたときには、よく検討して対処していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時08分)

社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** 答弁もれがございましたので再度お答えいたします。

志慶真乙樽のお墓の私有地を通っているところではありますが、やはり個人有地でございますが、周知を図って立て看板ができるのかどうか。私有地の方と相談して対処できるかどうか検討していきたいと考えております。

○ **議長 久田浩也君** 3番。

○ **3番 内間利三君** 1番の農業用水についてですが、これは2、3年後に調査するというので、向こうが言っておられるので、これに向けて村としては、いろいろな面で地元との話し合いとか、需要があるのか。計画性を調査していけるのかということで、もう一度確認したいと思います。

2番の中学校2学期制についてですが、確かに調査結果では、いろいろと良いから平成27年度まで継続するというのでありますが、この前、教職員関係の方々に聞くと、これは地域に任せてあるということですが、あまり賛成はしてないようでした。経過的に、なぜ、今帰仁村の2学期制がいいのに、周囲にもっとピーアールして、そういう方向をとらないのか。2学期制がよければ、そういうことをやってほしいと思います。

もう一つ懸念されるのは、少子化傾向で生徒数も少なくなっているんですが、孫を今帰仁村の学校の通わせたいと考えたら、やはりこの2学期制をとっているからだめなんだという方もいらっしゃるようです。そういうところの話を聞くと、再度、いろんな面で検証して行って、周囲と合わせていくような方向をとって、2学期制がよければ北部は2学期制になるように、今帰仁村から指導していきなり、いろんな面でできると思いますので、そういう方向性がとれないのかどうか。もう一度、答弁を求めます。

それから3番のウガンジュの件ですが、志慶真乙樽のところは、今、いろんな面であやふやということで、多分、石碑も立て看もないから、いろいろとあると思うんですが、そのあたりも早目に解決策ができないのか。開けられないからとかではなくて、いろんな面であると思いますので、それをぜひできないのかどうか。この私有地から通っているのは、本当に私有地の方から何も文句もないのかどうか。その辺も伺います。

先ほど調査委員会を今年度で開いて、指定に向けて調査していきたいということでもありますので、もう一度、そうであるのかどうか。答弁を求めます。

4番のユリの植栽なんですが、植栽の方法としては、自分の意見としてなんですが、興味のある人は個人でもユリの球根を集められると思うんです。自分もそうするかと思って興味を持っていたんですが、なかなか進まないで、今、全部枯れてしまって、どこにあったのかも探せないぐらいの状態であるわけですが、最初の頃は、茎もあって球根のある場所がわかったんですが、なかなかそういうこともできないんですが、各家庭にも結構あるんですよ。こういうことでやりたいんだけどもということをやれば、分けてもらえるところもあるし、買うということではなくて、そういう方法もとれると思いますので、それが各種団体、小学校、中学校、そういうところの植栽の方法もあるし、区を対象にしたやり方もあるし、婦人会、青年会とか、やり方がいろいろとあると思うんです。そういうものに関心を持ってもらって、ぜひ今帰仁城跡がもっと集客できるような体制づくりを、村としても進めるべきじゃないかと思います。絶対

的にそれによって集客できると思いますので、今のところ今帰仁城跡を訪れるのが停滞ぎみだと思います。そういう目的からしても、増える可能性があると思いますので、今帰仁城跡が行けば花がきれいだということで、城跡の城壁を見ながら、どこにもない今帰仁城跡だということを、ぜひ観光団に見せていただきたいと思います。もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

羽地大川ダムの水を利用するということではありますが、この件につきましては、先ほども申し上げましたように、西部地区は非常に水源に恵まれております。そういう意味では、地域の皆さんの意見、どれだけ盛り上がっているかというのが非常に大事だと思っております。先ほど申し上げましたが、地域の皆さんが土地改良とか、畑地かんがいについて話し合いをするというのであれば、村も参加していきますよということでもありますので、積極的に地域で動いて、行政を動かしていくということと、それを受けて、村は、当然、国・県に対しては、村が頑張らないといけないと思っておりますので、ぜひ連携しながら頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2学期制の件についてお答えします。

なぜ周囲に広がらないかというご質問ですが、現在、沖縄県内では約30%程度の2学期制の実施率であります。ちょうどこの2学期制が出てまいりましたのは、10年ほど前なんですけど、授業時数の確保、授業と評価は長期的なスパンで行ったほうが良いということのメリットと、デメリットがいろいろあるんですけど、平成17年度に今帰仁村は2学期制の議論をいたしました。その当時、私は学校現場にいましたので、その当時のことをよく覚えているんですけど、非常に時間も労力もかかるわけです。全く今までやっていない制度に移行するわけですので、学校ごとの保護者会、説明会を開いて、先生方、保護者のアンケートもとって実施をして、設立当時から賛成が多いということで踏み切った次第であります。それから平成21年度から平成22年度の検証委員会についても、アンケートをとりまして、継続したほうが良いということがありましたので、現在に至っている状況にあります。

それから2点目の2学期制だから転入するのが不安であるというご意見なんですけど、確かに保護者世代にとっては、2学期制というのは経験がございませんので、そのメリットやデメリットもなかなか実感がないということは、重々承知しております。ただ、本村のとしている2学期制は、3学期制の内容とほぼ変わらないと思っております。夏休み、秋休みの件も保護者がある程度、デメリットとして挙げているところも解消して、少し改良してございますので、その点については、再度検証しながら、2学期制にするか、3学期制にするかということについては考えていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 答弁もれがありましたので再度お答えいたします。

北部地域についてのピーアールなんですけど、各市町村ごとに学校管理規則というのがございまして、そ

の学校管理規則も各市町村で決めることになっております。今帰仁村が非常に良いということ、他市町村に伝えても、10年前のピークの頃から現在、そのメリットも薄くなっているということから戻っているかもしれませんが、現在、新しく2学期制に移行するということはございませんので、各市町村についての判断に任せたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

志慶真乙樽の墓は調査して解決の方法はないかということですが、調査はどういうふうにしていくかということは、専門職であります文化センターの職員を通じて、指示していきたいと思っております。解決できるかどうかは、まだわかりませんが、調査はできるか考えていきたいと思っております。

私有地を通過して苦情はないかということですが、今、私のところには1件も苦情はございません。私有地の方からも苦情はございません。

指定に向けて今年やっていくかということですが、指定もいろいろたくさんあろうかと思っておりますので、委員の方々とも相談して、どういうのが指定に向けて審査していくのかということもありますので、委員の方々に相談して検討していきたいと思っております。

ユリの件でございますが、個人や団体、いろいろな方に呼びかけて、植え付けはできないかということですが、これはとてもすばらしい意見だと思っております。ただ、先ほど答弁いたしましたとおり、法面は枯れているものですから、このことを専門家の意見を聞いて、植え付ける場所はどこがいいかということができましたら、呼びかけて植栽していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成25年第3回今帰仁村議会定例会に当たり、先に通告いたしました3点について質問いたします。一括方式で行います。

1、待機児童対策について、保育園に入りたくても満杯のため入れない待機児童が多くて対策として、幼稚園の2カ年制について伺います。

2、先ほどもありました小中学校の2学期制について、①北部地区では2学期制の学校は何校ありますか伺います。②沖縄県では2学期制から3学期制に戻した市町村がありますが、どうしてなのか伺います。石垣市、大宜味村、旧佐敷町、伊良部町、平成26年から宜野湾市ということで、マスコミ等に掲載しておりますのでお聞きしたいと思います。③北部地区全体で2学期制なら2学期制、3学期制なら3学期制ということはできないのか伺います。

3、しまくとぅば普及推進計画について、沖縄県ではしまくとぅばを遣う県民の割合を、今後10年間で3割増ということで目標としてありますが、今帰仁村では、今後、普及推進計画をどうしていくのか伺います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童の解消については、全国的な課題として本村でも重要な課題として解決を図る所存です。その対処策として幼稚園の2カ年保育が考えられます。幼児教育の充実からも望まれる制度ですが、現在の幼

稚園の施設設備が2カ年保育に対応しておらず、幼稚園の改築とリンクせざるを得ない状況です。今帰仁村の方針としては、今帰仁幼稚園の改築の後、2カ年保育を推進していく予定です。

2番目の2学期制についてお答えいたします。①北部地域では今帰仁村の3幼稚園、3小学校、1中学校のみです。当初、大宜味中学校も2学期制を採用していましたが、3学期制に戻しました。②石垣市や大宜味村が2011年度から3学期制に戻した理由は、検討委員会や保護者の意見等を集約しての理由とこのことです。また、旧佐敷町や旧伊良部町では、市町村合併に伴い3学期制に戻しています。さらに、宜野湾市でも2014年度から3学期制に戻す方針を持っていますが、2学期制の成果や課題を踏まえ、新しい3学期制度を検討すると聞いております。③現在の今帰仁村の2学期制は、平成22年度に検証委員会を立ち上げ検討した結果、課題の長期休業（秋休み）は見直しを行い、他市町村と足並みを揃えて、長期休業はございますので、ただ、制度全体の統一は、各市町村で学校管理規則が違うため全部一律にということではできません。

3番目に、しまくとうばの普及推進計画について答弁いたします。県は、各地域において世代を超えて受け継がれてきたしまくとうばは、本県文化の基層であり、しまくとうばを次世代へ継承していくことが重要であることにかんがみ、県民のしまくとうばに対する関心と理解を深め、もってしまくとうばの普及推進のため、しまくとうばの日を設ける。と平成18年度に条例を制定し、しまくとうばの日を9月18日としています。現在、村でのしまくとうばに対する取り組みとしては、平成23年度より、毎年、沖縄県しまくとうば大会に大人の部1名、学生の部1名が出場し、今年も去った14日に出場し、村から20名以上が拝聴してきました。去年は公民館講座で「しまくとうば教室」を10回開催し、受講者延べ人数231名が参加しました。また、高齢者学級においては「しまくとうばで楽しく語る」を開きました。それをきっかけに「しまくとうばで遊ぼう会」のサークルが結成され、毎月ユンタクを楽しみ今年、文化協会にも加入いたしました。

このように、本村でも徐々にではありますが、しまくとうばが浸透してきています。さらなる普及を図るためには、児童生徒を含め、若年層にも推進していかなければなりません。今後の普及推進計画についてどのようにしていくか、しっかり検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 1番の待機児童について、前教育長のときにも質問いたしましたが、日本で沖縄県が一番待機児童が多いということで、前に湧川でも2カ年幼稚園がありましたので、父母から、あの制度は良かったのに、あれを導入すれば今帰仁村の待機児童は解消できるということで、再度質問しております。今の答弁では、新しい今帰仁幼稚園の改善云々の後、2カ年保育を推進していくとありますが、あと何年ぐらいで待機児童の解消ができるかどうかお伺いします。

今、学校を見てみても、あちこちの幼稚園が大きくして、新しい学校をつくるべき時期だと思っております。そして、その次は、今まであった幼稚園の面積、規模、昔は子供たちが多くて、30名、40名もいたけれども、今は4、5名、多くて天底小が30名なんです。父母からは幼稚園を2カ年にすれば学校で対応できるのということでもありますので、本土では幼稚園3カ年をやっているところもありますので、ぜひ新しいこともやるべきだと思っております。それによって保育所云々で待機児童も解消されると思ってお

りますので、ぜひ将来に向けて新しい課題として検討してもらいたいと思っております。再度答弁を求めます。

次に、先ほど内閣議員がいろいろ聞いたんですが、私の視点から質問していきたいと思っております。これは新聞等でいろいろ出まして、なぜあちこち3学期に戻るかと父母からクエスチョンマークが出まして、ぜひ質問してもらいたいということで、前にも質問しましたがけれども再度やっている次第です。それがスタートして、もう4、5年になるわけですが、その中において一度検討して、秋休みを無くして、新しい2学期制をスタートしている状況ですが、私が聞きたいのは2学期制が悪いということではないんです。みんなメリット、デメリットあると思っておりますので、3学期制に戻すべき云々は言う必要はありませんが、もう少し細かな検討も将来必要ではないかと思っております。こちらに書かれておりますが、父母は行事云々に今帰仁中学校だけが2学期制だから別の地区の3学期制に当てて行事を進めているんじゃないかというのがありまして、北部全体でできないのかなということを質問しております。

学校担当の方にも聞いたら、良いことだというのがあります。今、学校現場は子供、父兄からのプレッシャーもありまして、一番厳しい現場だと理解しております。一生懸命頑張っても報われない教員がいるということも存じております。しかし、問題は、我々が子供のために、いかに、どうして良い環境づくりをするかということをおもっておりますので、周囲の戻した地域になぜなのかということ、今、南部では2学期制は多いです。我々も孫がいますが、南部でそのまま2学期制でやっている地域もございますので、ぜひ、大きい大会のときに、あちこちに情報を聞きながら、今帰仁の父母に立派に説明できる方法ができたらいいなと思っております。今帰仁ビカーヌーリチガーというのがありますので、今、質問しておりますので、ぜひそういうことも踏まえながら、父母にご理解ができるような2学期制ができればいいなと思っております。

次に、しまくとぅば推進は、しまくとぅばヤイビークトゥー ハジメティ 方言チカティ 村長、教育長、皆さんにムスタジニサーディウムヤビークトゥー ワンニン方言ワシティ ナゲーナイビークトゥー 立派ニ方言シナイビーガスラワカヤピランシガ マジタミシ しまくとぅばヤイビークトゥー ウチナーしまくとぅばナイガスラワカヤピランシガ マジ シチマーディ ウムヤビークトゥー ユタシク 昨日ヤ、ウチナーンティ9月18日、ウチナーのしまくとぅば県民大会ディ コンベンションセンターウティ しまくとぅばの日に制定シチ 今帰仁から文化協会がコンベンションセンターンティ しまくとぅば発表がアイタンチ新聞にカチャーピータシガ しまくとぅば ナマヌユーナタシヤ ワンヤ戦争中 しまくとぅばチカーティ ヤマトウカラウチナーンチュガ いろいろ事件がアティ 戦後、学校ウティ 標準語励行クトゥガアイビティ 方言札、地域ティン ヤンティン 標準語シカラーチということで、ワッターヤ 学校ティ ナラヤピータシガ ワッター大人がドゥヌワラビンチャーに方言チカラントゥー ナマヌムトゥー ニナタンディウムヤビン ナマカラヤ ムルサーニ クワァ・ウマグワァに方言ナラーチイチュシガ ワッター宿命ディウムヤビシガ、村長ンドゥー チャンチウカンゲーヤミシェーガヤ チチブサイビークトゥー ユタシク。

それと来年ヤアンネール島々ガマンディ 9月にはウチナーンティ 世界大会アンディヌ クトゥーヤイビシガまた来年からメーニン9月18日ヤ しまくとぅばヌ日ンチ 各団体ムルサーニ シマクトゥバチ

カラーチヌ大会がアンディクトゥヤイビン ウチナーヌ芸能・文化やウドゥイ サンシン ウヌフカ マ
ンドーイビンシガ フトゥンドがしまくとうば方言チ モーヤ サンシンヌ アイビーシガ ウチナーヌ
文化ヌクトゥバ クワア・ウマグワアにナラーチ ツタエティイチュシガ ワッター役目ディウマビーシ
ガ 村長 チャンチウムヤビーガヤー ピントーユタシクウニゲーサビン。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 待機児童対策の幼稚園の2カ年制についてお答えいたします。

現在、村内の3幼稚園とも築年数が経過しており、耐震基準にも外れています。まず、今帰仁幼稚園を先に改築をしていきたいと考えております。現在、1カ年保育ですので、2カ年保育になりますと、確実に現在の教室等が倍増するようになりますので、それに伴って改築をしていきたいと考えております。

それから2学期制についてですが、他の市町村がなぜ3学期制に戻るかということについてお答えいたします。

大宜味村では、小学校、中学校それぞれ同じ市町村ですが、3学期制と2学期制に分かれておりました。その混乱から中学校が3学期制に戻すということになったという経緯がございます。それから佐敷町、伊良部町では、市町村単独でやっていたのが、市町村合併により、大きくなりましたので戻りましたということです。それから宜野湾市では、特に学校現場から宜野湾市の2学期制度については、多少不合理があったと聞いております。というのも宜野湾市につきましては、3学期制と同じように、2学期制ではあるんですが、長期休業ごとに通知票を出すということで、2学期制のメリットなのか、デメリットなのか、表裏一体ですので、それが評価を3学期制と同じになっていましたので、あまり2学期制のメリットが感じられないということで3学期制に戻したということをお伺しております。

それから2学期制のメリットというのは、我々、今帰仁村が考えるメリットというのは、評価の機会が1回減るんですが、その評価をするために先生方が事務処理に負われまして、子供たちへのふれあいとか、対応が手薄になると、そういうことを逆にデメリットと考えております。その評価の機会が1回減ることによって、先生方が子供たちに対する対応を、より充実していこうということを逆にメリットととらえて2学期制を推進しているところでございます。

先ほどの内閣議員のご質問とかぶるんですが、再度検討しながら、より良い方向に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時41分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ナマヌ質問にクタイビン しまくとうば普及推進ということで、県アゲティしまくとうばチカラーリチ 今ススミティウシガ 2006年に県ニティ条例シコティ 9月18日、しまくとうばヌ日リチナットィシガ クレー上等ディウミトン。先ほど教育長からアイタシガ、特にクワア・ウマグッピーとか、ワラビンチャーがしまくとうばをチケーシン、あまりジョウジアランという中で、アマカラしまくとうばがネンクナランバーガヤということで、シワーチュンバーエシガヤー ワンガー番ウミーシヤ 今帰仁ヌしまくとうばトゥ ユーイヤリーヌカイグチ デージナ ウヌ ハイサイ チュー ウガ

ナビラルーシ ワン ティーチンシケースランバーヨ 今帰仁ネーティヤ、ネーンバーアランガヤーリィ
ウミトーンバーデー そういう意味では、県挙げてしまくとぅばということは、非常に大事だし、必要
ディウミーシガ 各地域ヌクトゥバがチャンチナイガヤールシィ ワンヤ デージナシワシチュンバー
ヌーガヤーリバ 今帰仁ニティヤ 湧川トゥ シチヤマトゥ エールメームルチガルトゥ 各字ムルチガ
ルンバーヨ アンストゥ ウレー チャンチスーガヤト ウミトゥパタアイヤースシガヤ ただ、しまく
とぅばがネンクナラングトゥ スーシヤ デージナ上等ルウミトン。だから、先ほども教育長からアイテ
ングトゥ、特に学校、家庭、ヤーネイティ、チャンチシシケーガヤーというのがあるわけ。そうするとナ
ンマヌ若いオトー、オカーがチケースランパタンアイトゥヤ これから村トゥシチンしまくとぅば又普及
については、力を入れていきたいと、このように思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 ナンマヌピントーニヘーエービン ナマサキ村長がイユウヌグトゥ、しまくとぅ
ば又共通語ヤ作る必要ヤネンディ ウムヤビン ワッター島々、湧川は湧川、エールメーはエール
メー、シチャマヤシチャマー、いろんなクトゥバヤカワイビーシガ ウレ ナーメーメー シマヌクトゥ
バ ウガミ シージャンチャーがウットウンチャーにナラーサンナラン、島の芸能・文化、言葉の文化、
ナマカラ アトネンナンディ ウムトゥーンワンガヤ ワーガ区長時分、芸大ヌ ワランチャーが2カ
年間、ワッター公民館チ、しまくとぅばの勉強シガ、チュイタシガ、ワラビヌバー ユーチ、イチチから
モーヤ ナラタシガ クトゥバ意味ワカラントゥ チラー ナチカシーグトゥヤシガ チラーヤイーヌ
チラー ウッセーヌウドゥイエシガ意味ワカラントゥ イヌチラーシチ モーティ 全然合格サンディ
チ、芸大では。やっぱりウガシマーヌクトゥバシ ウガシマーヌ文化、しまくとぅば ワラビンチャーニ
ナラスシーガル、ウガチトゥミディウマービシガ、ワッター方言札トラサッティ 学校ンティ ピサマン
チー シミラッティ バチサッティ ウヌオカゲ ウチナーンチュ ムル ワランチャー ウットン
チャーニ方言チカラントゥ だんだん方言がネンナティヤシガ ナマ ウガミガゲンキヤイビートゥ
ナマ大丈夫ディウマービクトゥ ぜひ、役場の窓口ンチ、トスウインチャーガ スーヌパーヤ しまく
とぅばジナイヌ 若者がウンバー 上等ヤッサディ ウマビーシガ ナマカラアト ムルサーニ ナーシ
マジマヌクトゥバ ナヤーウティ ナラーヌグトゥ 村ンティン協力シチカラ、このしまくとぅばをヌク
ス運動、ムルサン シーバ 今帰仁クトゥバン 山原クトゥバン ナーメーメークトゥバが ナマカラア
トヌクイディウマビシガ ナー1回ピントゥー。よろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ナマヌ質問にクタイラリーウムトイビン しまくとぅば継承して、ウリ ワラ
ビンチャーに ナラーヌシン上等ヤシガ また ヤマトウグチン上等にシケースラン クリン ジャー
ヘーナ話ヤイビートゥ 両方、ワラビンチャーがシカラリヌグトゥ チケースヌグトゥ 指導する必要が
アンバアランバーガヤディ ウミトゥン。ウッサーエービン。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの1番 與儀常次議員の質問は、すでに3回に達しましたが、会議規則

第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ワッターガ ナマカラ方言 しまくとうば クワア・ウマグッにナラスシガワッター チトゥミディ ウマビーシガ、去年、世界の今帰仁島大会のバー、シチャマヌ喜屋武加代子さんが、しまくとうばディあいさつアイビタン アレ イPPER上等ンディ ムルカラ アイビテトゥ アンネーヌクトゥ 大会とか、村ンティまたナイネー、ユクワランチャーがウブチュトゥ ワランチャー ムルマンチャーシチ 大会ナイネー上等ヤッサンディ ウマビークトゥ 教育長、ヌーガラ計画ネイビランガヤ。チカシトゥラシンソーレ。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 與儀議員のご質問にお答えサビラ。今帰仁の村ンティヤ、しまくとうば大会、ナマントックル計画やネーシガ、ナマカラ検討シチ、考えていきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 平成25年第3回定例会に当たりまして、先に通告しました事項について、一般質問を行います。

1点目、村内の保安林整備と維持管理について、①村内の海岸線の保安林整備計画について、②保安林内の危険木の撤去について。

2点目、今帰仁村就学援助費について、①今帰仁村就学援助費受給児童生徒数と支給額について、②就学援助費受給対象者への広報について、以上。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

①村内の保安林整備は、県営防風林造成事業で、平成16年度から平成19年度の事業工期で、仲宗根から運天までの保安林、平成20年度に崎山地区、平成21年度、平成22年度には仲尾次地区で実施してきております。また、県営海岸防災林造成事業で、平成19年度に古宇利地区の保安林を整備しました。今後の保安林整備計画については、整備必要箇所や可能箇所の調査を実施することで、整備計画を練っていききたいと考えております。

②保安林内の危険木の処理につきましては、環境美化推進事業で採用した村職員で対応しておりますが、職員で対応できない場合は、専門業者に委託しております。また、村内全域の保安林内の危険木撤去を対象にした補助事業「保安林環境整備事業」を県へ要望しているところであります。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今帰仁村就学援助費についてお答えいたします。

①本村における就学援助費につきましては、今帰仁村就学援助費支給要綱に基づき学用品費や修学旅行費、給食費等を支給対象として実施しています。平成25年度には小学校13人、48万3,100円、中学生22人、166万9,830円、合計35人、215万2,930円となっています。平成24年度の合計は28人、172万1,340円、

平成23年度18人、95万1,200円となっており、年々人数及び援助額も増加している状況です。

②就学援助費受給対象者への広報につきましては、各学校学級担任の先生や民生・児童委員を通し、経済的に厳しいと思われる家庭に申請呼びかけを行い実施しています。今後は村広報紙で掲載し広く周知を図ることを検討したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど村長と教育長から答弁がありました。まず、1点目の①海岸線の保安林整備計画についてでございますが、その前に、平成19年度の古宇利地区、平成20年度の崎山地区、平成21年度、平成22年度の仲尾次地区の保安林樹種は何なのか。もし資料を持ち合わせておりましたら、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

平成16年度から行われています村内の保安林の整備事業の樹種につきましては、フクギ、アカテツ等を採用しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 全地区がフクギとアカテツの混合、両方植えられているということですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

フクギ、アカテツ等々の樹種で、現在のモクマオウからの樹種転換ということで、そういう樹種を植栽しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 なぜ樹種を聞いたかといいますと、実は最近、県の方と話す機会があったんですが、このフクギがウィルス性の病気があって、みかんのウィルス性の病気、これはかかったものについては切って焼却以外ありません。そういう病気がフクギにあるということで聞いておりますが、そこら辺はフクギについて、県からそういう話を聞いたことはございませんか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。フクギのウィルス性の病気があるということは、直接、県の林業を担当している課からは、私は聞いておりません。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実は渡喜仁にも個人の屋敷の周囲がフクギで、防風林をやっている方がいるんですが、その方のものが高さ約15メートルぐらいはあるかと思うんですが、そのフクギがあちこち枯れてきているんです。本人も切る以外にないという話をしております。そういう意味で、今後、フクギを防風林にする場合、ウィルス性のフクギの病気を伐採して、ほかに移っていくことがないのかどうか。これは県の職員から聞いておりますので、ぜひ経済課もそこら辺は林業試験場あたりに聞いて、その対策が打てるのかどうか。打てないのであれば、現時点でフクギを防風林にするのは、非常に問題ありかなということで、樹種を聞いております。

みかんの柑橘類も、沖縄から本土にみかんの苗木は出せません。そのウィルス性の病気のせいで。それぐらい移動禁止の病気であります。そういうことなので、ぜひフクギ、樹種を選定して防風林にしていく場合には、そこら辺までも先を考えないとどうかということで、今日の質問に上げております。

樹種については以上ですが、村長は、これから整備計画を練っていききたいという答弁でしたが、昨年度の台風、特に17号の潮害、塩害、去年はそんなに目立たなかったんですが、特に現時点の防風林といいますと、モクマオウが主流かと思うんですが、そのモクマオウが今年になって台風後、だいぶ枯れてきております。そういうことで我が今帰仁村は、農業立村ということで村長も農業を基幹産業にしていきたいということで、施政方針の中にも出ております。暴風対策というのは、農業の中では非常に大事じゃないかと思えます。そういう意味で、防風林については1年、2年の単年度でできるものではございません。やはり10年先、20年先を見据えた計画が必要ではないかと、おそらく今、防風林に着手しても、その成果が出るのは、恐らく現村長がいる間には出ないと思えます。そういう意味で、村長には、ぜひ50年、100年先を見据えた我が今帰仁村のあり方を考えて、防風林、植林をぜひ始めていただきたいということで、これから必要箇所を今から調査するということですが、次、どこどこをやるという計画があるんでしたら答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

保安林・防風林の果たす役割は、非常に大きいものだと思っております。先ほど議員からもありましたように、昨年台風のときに、強風、そして塩害という中で、非常に痛切に防風林の必要性を感じたわけでありまして。そして、村としてもずっとこれまで計画的に保安林を強化していきたいということで、計画をして整備してきたわけでありまして、平成22年度以降につきましては、やってないんですが、やっぱり地域の理解、それも非常に必要なんです。農業をしている人も保安林の必要性は認めますが、そばに木を植えると、陰になるとか、いろんなものがあります。しかしながら、先ほども申し上げましたように、保安林というのは、非常に大事な話で、10年、50年、100年後の話になると思えますが、私もこの保安林の重要性については、本当に強く認識をしておりますので、これから先ほど申し上げましたように、地域の皆さんの意見も聞きながら調査をして、早目に県に申請をして採択されるように頑張っていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁したつもりではありますが、場所は、特に今、どこどこを整備するという場所はございません。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 やる場所がないということは、すでに防風林は全てでき上がったということになるんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

全て保安林の整備は済んだということではございません。先ほども答弁したように、今後、整備する箇所を調査をして、年次的に計画を立てて整備をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 検討していきたいという返事かと思いますが、ぜひ先ほども申しましたように、防風林につきましては50年先、100年先にしか成果が出ません。しかし、どこかでスタートしないとできないものでございます。そういう意味で、村長は、あと3年ございます。その任期の中で、ぜひやれる場所については、全てに手をつけるというぐらいの計画でもってやってもらいたいということを要望します。

保安林の育成についてですが、実は、平成16年度から平成19年度の事業として、運天、仲宗根間のフクギの植樹がしてあるんですが、やはり保安林は時間と労力がかかります。特に沖縄の場合は、梅雨時期は雑草が成長するのが早くて、木がどこにあるのかわからないような状況の中、いつも除草してもらい、今、フクギを保安林として何とか見られるようにはなってきておりますが、その管理について、業者に任すのではなく、その地域の住民に予算をかけて、字に管理をさせたらどうかということを提案したいんですが、当然、地域の住民にしては、自分たちに一番ひびく影響のある保安林なので、その分だけ熱が入るのではないかとということで、雑草についても発芽して短い間ですと、木も見えて除草もしやすいんですが、草が木を追い越して、木がどこにあるかわからない状態で草刈り機で管理しているんですが、そのときにフクギも一緒に全部切ったりする場合があります。そういう意味で管理については、定期的にやれば時間もかからないと思います。そういう意味で、管理については地域の住民に任すようなシステムを今後考えたらどうかと思いますが、そこら辺について見解を伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

保安林整備事業を終わって、育成、管理につきましては、これは県が本当は責任をもってやるべきですが、予算の関係で、ほとんど植えた後、管理が行き届いてないという状況があると思っております。この件につきましては、県と管理について意見交換をしていきたいと思っております。どのぐらいの予算でやられているのか。今、石川議員から地域に任せたらどうかと、予算をある程度計上してということにつきましては、道路については土木事務所と調整をして、これまでやった経験がございますが、保安林についてそういう方法がとれるか、検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この件についてはぜひ。といいますのは実は呉我山の道路の管理ですが、これを住民がやっているんです。年間3回か4回ぐらいやっているのをよく見ます。向こうがやっているのは、草刈り機でやるのではなくて、小さいときに除草剤をかけているんです。小さいうちにやれば除草剤で、時間が10分の1で済むんじゃないかと思うぐらいなんです。そういう意味で、地域の人に任せたらどうかというのは、定期的に除草をすれば、時間がかからないと思うんです。今のやり方は、草が花咲かし、実をつけて、実を落としてから草刈りをしているんです。すると草の種子はまた発芽するじゃないですか。

発芽して草の種がつかない間にやっつけてしまえば、次の発芽する種がないわけですから、作業の効率が全然違うんじゃないかと、そういうことを含めて提案しておりますので、ぜひそれは県にも思いを伝えて、地域住民にできるようなシステムをぜひ作っていただきたいと思います。

次に進みます。保安林内の危険木の撤去についてですが、昨年、保安林の木が民家に倒れてきて、家屋を破壊したという話を聞いているんですが、その被害の補償はどうなったかお聞きしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご質問の趣旨としましては、昨年の台風だったと記憶しておりますが、今泊地区の住宅で事故がございまして、その改修の補償については、村で補償しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 保安林は県の管理ですが、木が台風で倒れて、被害が出た場合は、村が補償した形になっているわけです。そうしますと現時点でも保安林の中には、モクマオウの大木が枯れて、倒れれば、特に農業用施設（ビニールハウス）に倒れてくるなど思うようなものが多々あるわけです。それについては要望しましたら、即、動いてもらって、撤去をしてもらっているんですが、ぜひ村内、補償費が発生しない前に危険木については撤去するような方法をとってもらいたいと思います。それについて村内に何か所かあるのかどうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今、危険木の撤去状況としましては、玉城、崎山、呉我山、湧川、仲尾次地区において危険木について職員でできる部分、業者に依頼する部分で撤去しております。危険木の調査は随時、今泊から海岸線にかけて調査をしております。その危険木の量につきましては、私どもで把握をしまして、最初の答弁書の後段にもありますように、県の補助事業の中で要望を出しているような状況でございます。その補助事業の、採択を待っている、スピード感がないというご指摘もございますので、より住民からの要望がある箇所は、環境整備事業で実施しているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この危険木については、きょうが9月19日沖縄は10月20日前後までは台風が来ると予想されます。そういう意味において、まだ一月余りもあるわけですから、そういう危険木が倒れて、家屋やビニールハウス、農業用施設に被害を与えた時点でも、とにかく撤去しなければならないわけです。そういう意味からすると、そういう危険木については、早目の撤去をぜひ県にも要望してやっていただきたいということを要望して、この件については終わります。

続きまして2点目の今帰仁村就学援助費についてであります。先ほど教育長から数字について報告がありました。平成25年度は合計35人で215万2,930円という報告でありましたが、実は今帰仁村の3小学校、1中学校、合計いたしまして904名の児童生徒がおります。35人を904で割りますと3.87%です。これは去年の8月12日の琉球新報だったと思うんですが、去年、9月定例会で資料を皆さんにお見せしましたが、平成23年度の県の認定率が18.34%、平成23年度の今帰仁村が3.03%です。それからしますと、確か

に今帰仁村の場合、徐々に増えてはきております。それにしても県平均が18.34%ですから、これは今帰仁村の保護者が経済的に裕福なのか、もう1つ考えられるのは、我々の認定する段階で、条件が厳しすぎる面がないのかどうか。その2点が考えられるわけです。そういう意味で、今回、35人が認定されておりますが、申請人がありましたら、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質問にお答えいたします。

認定人数は先ほど答弁したとおりなのですが、申請件数についてお答えいたします。

平成23年度には申請件数が43件で、認定件数が18件でした。平成24年度におきましては申請件数が40件で、認定件数が28件です。それから今年度平成25年度につきましては申請件数が93件、認定件数が35件、昨年度に比べて倍増はしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいま数字の報告を受けたんですが、93名の方が申請をしまして35名に認定されたと、どういうことで60名余りがふるいにかけてられたのかを質問します。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質問にお答えいたします。

申請件数が93件なのですが、小学校、中学校それぞれ別に申請が上がっておりまして、小学校からの申請と中学校の申請、兄弟重なりでの申請がございますので、現在、本村におきましては1世帯1人の認定ということになっております。それで申請件数よりも認定件数が少ないということになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 やはり入口が非常に狭いのかなという感がいたします。それからもう1点、公募期間、申請を受ける期間が決まっているんでしたら答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

はっきりとした日数は把握してございませんが、約1カ月、民生委員と学校のほうに依頼をしまして、学級担任がこの子は経済的に厳しいのではないかとということで、約1カ月程度はあると思います。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実は、ある報告を受けているんですが、それによりますと、その期間が5月1日から5月31日までと設定されていると、つまり一月ですね。報告があります。一番問題になるのは、1世帯1人だと、なぜ限定するかなんです。それについて何か理由がありましたら。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時04分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

就学援助費と国からの扶助費、生活保護に関することなのですが、以前は国からのある程度の補填はご

ございましたが、国からのものが年々減ってきて、村単費での支給ということで、財政的な関係から現在1人ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実は、去年の9月定例会で受けた報告が、今帰仁村の人数が低い原因というのが、実は1世帯1人だという限定ではないかということで、当時の與那嶺課長から答弁をもらっております。これはあの時点で、本部町と今帰仁村は1世帯1人、しかし、同じ北部でも恩納村、伊江村、大宜味村では、全員該当させております。なぜ1世帯1人に限定するのか。日本国憲法第26条第1項に、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するというのがございます。学校教育法第19条には、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないというのがございます。これは学校教育法です。憲法には教育を等しく受ける権利を有すると、そうなりますと恩納村、伊江村、大宜味村では保護世帯全員が援助を受けているわけです。今帰仁村の子供たちから見ますと、これが果たして公平なのか。平等なのかということですか。

今帰仁村は去年もやったんですが、平成22年3月に、平成22年から平成26年までの5カ年計画ということで、今帰仁村後期次世代育成支援行動計画という冊子を作っているんです。その冊子の中に、村長も一緒になって作ったと思いますよ。何か他人ごとのように聞いているんですが、これは村長に申し上げたいと思います。その中で、基本的な視点ということで、視点その1、子供の視点ということで、このような中で子育て支援サービス、最も影響を受けるのは子供自身であることから、次代を担う子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子供の視点に立った取り組みを推進するものとなりますと、村長はこううたっているんです。先ほどのように1保護世帯の中に3名いて、1人しか該当しないと、残りの二人はどうなりますか。自分たちで作った行動計画に反しておりますよ。それと同時に、自分が一番言いたいのは、今帰仁村の子どもたちは、先ほどの恩納村、伊江村、大宜味村の子供たちより不公平なんです。不平等ですよ。ぜひこの件については、予算を伴うんですが、村長、答弁を求めます。どうしますか。今帰仁村の子供たちは、こんな不平等でいいんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどから教育長から答弁がありますが、今帰仁村は今帰仁村の1つの教育方針、理念の中でしっかりと教育はしてきていると思っております。今、ご指摘のように、教育に所得格差はあってはならないというふうには基本的には考えております。そういう意味では、財政も勘案しないと、非常に今帰仁村の財政等、先ほどいろいろありました市町村との差はあると思っておりますので、全てそういうことがあるから同じにしなければならないというふうには考えておりませんが、今、ご指摘のように、私は先ほど申し上げましたように、生活に困窮にしている児童の皆さんについては、それなりの支援をする必要があると思っておりますので、教育委員会と調整をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時11分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほどそれなりという答弁をしていたようですが、意識していることではございません。教育委員会と調整をして対応していきたいと申し上げたつもりであります。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 村長の答弁に補足したいと思います。

昨年度の9月にも石川議員から同じようなご質問がありました。前教育長からも、この件につきましては前向きに検討していきたいということで答えていると思いますが、今年度当初予算のほうに去年の実績よりも大分多く計上しまして、さらに今回、93名の申請と35件の認定ということで、本9月議会にも補正を提出いたしました。金額についても当初予算では人数は、なかなか確定はできませんので、今回、9月に補正を上げたわけですが、教育委員会といたしましては、昨年度の教育長の答弁を踏まえまして、次年度から教育委員会としましては、例えば3人以上子供がいる世帯には援助費を補助していきたい、当面は2人分ということで支援をしていきたいと考えております。漸次的にそれ以上増やすかどうか検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 村長から頑張るという返事をもらいたかったんですが、教育長が来年から漸次見直していくという答弁をもらいました。

村長は、3月の施政方針の中で、我が今帰仁村は日本一の教育立村今帰仁を目指しますとあるんです。これは言葉だけではだめなんですよ。こういう状態で子供たちは本当に日本一の教育をさせていますか。他市町村は生活保護を受けている家庭で5名子供がいたら、5名とも該当する町村もあるんですよ。不平等じゃないですか今帰仁村は。それで日本一になるというのは、僕は言葉のかけ声だけではだめだと思うんです。ぜひそこは予算の使い方について、いろいろ議論するつもりはございません。しかし、教育波及となりますと、自分では何とも言えないんですが、東ティモールから子供たち4名を招聘します。それに140万円かけているんです。他の子供たちに金を使うより、自分たちの子供を何とかしたらどうですかと言いたいです。先ほど村長は、予算どうのこうの言うから言うんですが、ぜひそこら辺は経済効果とか、いろんなものがあるかもしれません。しかし、予算を使っていく中で優先順位が決められると思うんですが、欲しいものなのか。必要なものなのかを決めて、必要なものについては、いくら財政が足りなくても、補填しないとイケないんじゃないですかと私は思うんです。ぜひそこら辺は村長に必要なものについては削らないように。教育費ということは、10年先、20年先の今帰仁村の人材を育成していくわけです。そこはぜひ財政が厳しいんだと言わずに、厳しければ村づくり交付金の中で、今帰仁村はこういうことをしたいんだけど、子供たちに金をかけたんだけど、金がないんだということで、村出身の方々に呼びかければ、必要な分だけは絶対集まるんじゃないかと思います。そういう意味で、この件については、今帰仁村の子供たちが他の町村の子供たちに比べて差別されているような状態に置くことだけは解決してもらいたいと思います。それについても一度、村長の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまでに基本的に教育予算について、教育委員会から要請されて削ったことはございません。これまで北山学園構想ということと、今帰仁村は教育立村だということで、しっかりと他の市町村より厚くしているというふうに思っております。ふるさと納税もございしますが、先ほど財政のことを申し上げたのは、全てがこういうふうな政策として出したときに、全てができるわけではないですよということを申し上げたかったわけでありまして。先ほど教育長からありました件につきましても、これは村長と調整しての今の答弁だと私は理解しております。そういう意味では、予算というのは限られておりますので、村長が基本的な方針として出したからといって、全てできるものではないですが、とにかく教育行政につきましても、教育委員会と調整して、村としては他の市町村に負けられないように頑張ってきたつもりであります。ただ、予算は限られておりますので、ご理解をいただきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 村長から財政が苦しいのはわかります。そういうことで苦しい中でも次代を担う子供たちの教育については、どんなに財政が厳しくても、その分だけは絶対出すんだというような決意でやっていただきたいと思えます。

先ほど認定率の低さを若干申し上げましたが、県では平成23年度の平均が18.34%、同じ平成23年度で今帰仁村は3.03%、平成25年度が3.87%と伸びてきています。それは当然、教育委員会の努力、いろいろな呼びかけの中で、こういう数字がだんだん膨れあがってきているとは思いますが、それにしても本当に今帰仁村の就学援助制度が認知されているかどうかということについて、若干触れていきたいんですが、情報開示といいますか、こういうシステムがあるんですよというのを、学校、保護者にどういうふうに広報していくかが、今後、より課題になると思うんですが、今後は村の広報紙へ掲載し、広く周知を図ることを検討したいと思えます。とあるんですが、これは来年からは、ぜひやるということで返事をもらいたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時19分)

2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど認知度と申し上げましたが、周知に訂正いたします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、村の広報紙へ掲載し、広く周知を図ることを検討したいと思えますと答弁いたしましたが、検討ではなく、実施したいと思えます。

それから各市町村を見ますと、各市町村役場のホームページにも就学援助費についての広報がございしますので、村の広報紙を含めまして、ホームページでも周知を図ってまいりたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 教育長から来年から広報に載せて、ちゃんと周知徹底するというのでありますので、ぜひ我が今帰仁村、次代を担う子供たちに、他市町村の子供たちに比べて不公平さの中に置かない

ように、同じ土俵の上ですもうをとらせるようなシステムをつくるのが村長の仕事でもあるかと思imasuので、ぜひ教育長含めて、今回は3.83%でしたが、これを申請のあった93名全員通すような予算を作つて、村長に交渉していくと、できない場合は一緒にやっていきたいと思imasuので、そういうことでよろしくお願imasuします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時22分)

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思imasu。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後2時22分)